

令和8年度広報やつしろへの有料  
広告掲載業務仕様書

広告代理店（以下、「代理店」という。）が行う標記業務について、必要な事項を定める。

1. 業務内容

「広報やつしろ」の広告掲載にかかる募集、選定及び広告作成等の業務

※「広報やつしろ」仕様：毎月1日発行、A4サイズ24頁、約50,000部

2. 履行期間

令和8年5月1日～令和9年3月31日

（広報やつしろ：令和8年6月号～令和9年5月号掲載分）

3. 入稿場所（広告原稿の提出先）：八代市役所市長公室秘書広報課

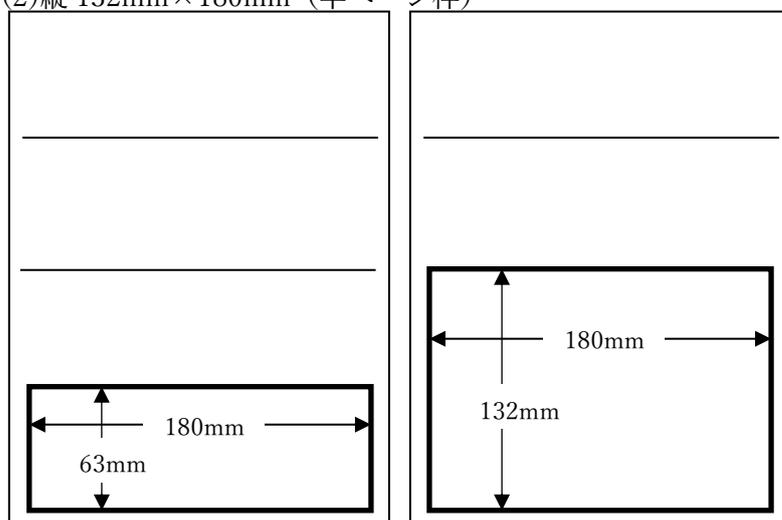
4. 広告の枠数、規格、位置など

広告枠は、1号につき13枠

広告を掲載する位置・規格は下記のとおりとする。

(1)縦63mm×180mm（基本枠：1/4ページ枠）

(2)縦132mm×180mm（半ページ枠）



【基本枠】

【半ページ枠】

5. 広告料

(1) 代理店の買い取り

代理店は、上記4の広告枠の提供スペースを市から一括で買い取るものとする。

(2) 広告主への販売価格

代理店が市から買い取った広告枠を広告主へ販売する最低価格は、1枠あたり30,000円（税別）以上で、契約額4,680,000円（税別）以上とする。（広告主への販売に伴う手数料は、広告枠売買額の40%以内とする。）

### (3) 代理店の支払い

代理店は、広告枠の買取料について、市が発行する納入通知書により下表に基づき納入するものとする。

広告料	支払期日
契約金額の4分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和8年 6月25日
契約金額の4分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和8年 9月25日
契約金額の4分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和8年12月25日
契約金額の4分の1を乗じ千円未満を切り捨てた額	令和9年 3月25日

### 6. 広告の選定、内容

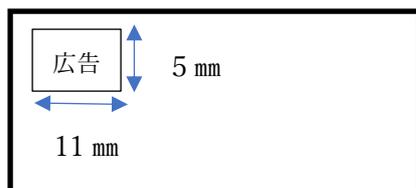
代理店は、広告主から掲載依頼を受けたものについて、八代市広告掲載要領、八代市広告掲載基準（以下、「要領等」という。）に基づき、その掲載の可否、選定等の調整を行うものとする。要領等に照らし疑義が生じる可能性のあるものは、「7 入稿」前の市と協議するものとする。なお、代理店は協議の結果を理由に、広告主に対して取り消し料等を求めてはならないものとする。

### 7. 入稿

広告主と協議の上作成した広告原稿を、掲載号の前々月の月末（土日・祝日の場合、その前日）までにDTPデータまたはPDFデータで市へ提出すること。（初回の6月号の原稿締切は4月30日）その際「広告掲載申込書」を併せて提出すること。市は事前審査を行い「広告主及び審査結果内容書」を代理店へ送付するものとする。修正が必要な場合は、併せてその指示等を行うものとする。代理店は、広告内容が承認された完全版下を市に入稿するものとする。なお、市は代理店から広告原稿の提出を受けないときは、当該枠に市の記事を掲載することができるものとし、契約金額の減額は行わないものとする。

### 8. 広告の作成

- ①使用する文字は原則6Pt以上とする。フォントやイラストなど全てアウトライン化すること
- ②色はCMYK（プロセスカラー）のみ使用可能とする（色は2色刷り）
- ③広告罫は、太さ0.75Pt～1.5Ptの範囲の実線を使用して上記の広告サイズになるように制作すること
- ④画像解像度は350dpi以上のものを使用すること
- ⑤広告には、左または右上に「広告」の表示を入れること



9. その他

(1) 広告は紙で発行する広報紙にのみ掲載し、ホームページ、声の市報などには掲載しない。

(2) この仕様書に定めるもののほか、広告掲載に必要な事項は、市と協議の上決定する。